

第1章（3）多文化共生社会 ①多文化共生社会の推進

◆この施策の方針内で実施する事業（実施事業）

（単位：千円）

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 備考 |
|----------|---------|--|--------|-----|--------|-----|--------|-------|----|
| | | | 予算額 | 決算額 | 予算額 | 決算額 | 予算額 | 決算額 | |
| 国際交流推進事業 | 文化人権推進課 | 多文化共生社会への理解を進展させ、外国籍市民とともに暮らしやすい、世界に開かれたまちづくりを図るため、市民の国際交流・国際協力活動への支援を行います。 | 112 | 280 | 338 | 323 | 329 | 301 | |
| 都市提携事業 | 秘書広報課 | 世界に開かれたまちづくりを図るため、国内及び海外の姉妹都市（友好都市）と様々な分野における都市交流を行うとともに、市民団体による都市交流活動への支援を行います。 | 692 | 323 | 733 | 255 | 4,875 | 1,870 | |